

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程

1 3 国 研 セ 第 4 - 3 1 号
平成 1 3 年 4 月 2 日
最終改正 4 国研セ第 2 3 0 3 3 0 0 9 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 6 8 条の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）の職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の給与）

第 2 条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当とする。

（給与の支給）

第 3 条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

（俸給）

第 4 条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第 5 条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給の月額及び各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- （1）一般職員俸給表（別表第 1）
- （2）技術専門職員俸給表（別表第 2）
- （3）研究職員俸給表（別表第 3）
- （4）任期付研究員（一）俸給表（別表第 4）
- （5）任期付研究員（二）俸給表（別表第 5）
- （6）特定任期付職員俸給表（別表第 6）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、すべての職員に適用する。

3 職員（第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員等」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定する。

2 職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 新たに職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（任期付研究員等が前条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、その者の同日前における直近の人事評価（職員就業規則第75条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降における勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者にあつては、3号俸）とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、別表第2の技術専門職員俸給表備考2及び別表第3の研究職員俸給表備考2の適用を受ける職員を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

第7条 任期付研究員（一）俸給表の適用を受ける職員又は任期付研究員（二）俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第8条 特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

（俸給の支給）

第9条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第43条第1項に規定する休日に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日以外の日。以

下「支給定日」という。)に、その月の月額的全額を支給する。

第10条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第43条第1項及び同規則第52条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する代休とした日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の特別調整額）

第11条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給の月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。

（1）労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

（2）管理部門において、室、科等の業務を総括する者として理事長が別に定める職を占める職員

（3）研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める職を占める職員

2 前項第2号及び第3号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第20条第1項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当（職員就業規則第45条の規定による勤務を行う職員（以下「裁量勤務職員」という。）にあつては、第20条第3項の規定により支給する超過勤務手当）が含まれるものとする。

3 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以下の者、技術専門職員俸給表の適用を受ける者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以下の者 6, 500円

イ 一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級の者（以下「一般職8級職員等」という。） 3, 500円

ウ 一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級以上の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級の者（以下「一般職9級以上職員等」という。） 支給しない

(2) 前項第2号に該当する扶養親族 10, 000円

(3) 前項第3号から第6号までの扶養親族 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以下の者、技術専門職員俸給表の適用を受ける者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以下の者 6, 500円

イ 一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級の者 3, 500円

ウ 一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級以上の者及び研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級の者 支給しない

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、理事長が定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨を理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般

職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上等以外の職員になった日、職員に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれその者が退職をし、又は解雇にされた日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1）扶養を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

（2）扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3）扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職 9 級以上職員等が一般職 9 級以上等職員以外の職員となった場合

（4）扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外の職員となった場合

（5）扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 9 級以上職員等となった場合

（6）扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 8 級職員等となった場合

（7）職員の扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第13条 地域手当は、茨城県つくば市における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、本所（国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの組織に関する規程（13国研セ第4-25号。以下「組織規程」という。）第4条に規定する本所をいう。以下同じ。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、100分の16の割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

3 本所に在勤する職員が研究拠点（組織規程第60条に規定する研究拠点をいう。以下同じ。）に異動した場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた本所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）には、異動の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（1）当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

（2）当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は同規則第4条に規定する空港の区域（同規則附則第2条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）に在勤していた者で、当該採用の直後に在勤する事務所が研究拠点であるとき、又は当該採用の直後に在勤する本所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び同規則の規定を適用して得られる支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下「給与法による支給割合」という。）に達しないときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該採用の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（採用後の支給割合が当該採用後に改定された場合にあつては、当該改定後の採用後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（1）当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 給与法による支給割合

（給与法による支給割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の給与法による支給割合。次号において同じ。）

（２）当該採用の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）給与法による支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

（広域異動手当）

第１３条の２ 本所に在勤する職員が研究拠点に異動した場合は、当該職員には、当該異動の日から３年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に１００分の１０の割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた本所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

２ 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動の日から３年を経過するまでの間に再び本所に異動となるもの（以下この項において「再異動」という。）については、当該再異動の日以後は広域異動手当は支給しない。

３ 国家公務員等から人事交流等により引き続き研究拠点の職員となった者又は異動に準ずるものとして理事長が別に定めるもの（以下「異動等」という。）があったものであって、これらに伴い研究拠点に勤務することとなった職員には、当該異動等につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する研究拠点の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と研究拠点との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する研究拠点の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と研究拠点との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と研究拠点との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。）は、当該職員には、前２項の規定に準じて、当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

（１）３００キロメートル以上 １００分の１０

（２）６０キロメートル以上３００キロメートル未満 １００分の５

４ 異動等の日の前日に在勤していた事務所において広域異動手当を支給されていた職員が、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過するまでの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 5 前4項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第13条第3項及び第4項の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、第1項及び第3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、第1項及び第3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その

日の属する月) から行うものとする。

- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)) が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
- ア 自動車等の使用距離 (以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

00円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。その他前段の通勤手当を支給される職員と権衡上の必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところに

より算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 5 通勤手当が支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

（1）本所、研究拠点間で異動した場合

（2）住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

- 7 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれの者が退職をし、又は解雇にされた日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第16条 本所、研究拠点間の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が

別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等から人事交流等により引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 職員は、新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給の始期及び終期については、前条第7項及び第8項の規定を準用する。この場合において、同各項中「通勤手当」とあるのは「単身赴任手当」と、同条第7項中「第1項」とあるのは「第16条第1項又は第3項」と、「前項」とあるのは「第16条第4項」と読み替えるものとする。

（特殊勤務手当）

第16条の2 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務として次に掲げる東日本大震災に対処するための作業に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- （1）東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- （2）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- （3）本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

2 削除

（特地勤務手当）

第17条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する研究拠点に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となり研究拠点に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、その他権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、特地勤務手当を支給する。
- 3 特地勤務手当の月額、職員が研究拠点に勤務することとなった日の俸給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1の額に現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1の額を加えた額に100分の12を乗じて得た額とする。
- 4 研究拠点に勤務する職員のうち、研究拠点に異動（国家公務員等から人事交流等により引き続き研究拠点の職員となった者にあつては、在勤することとなったこと。以下この項において同じ。）となり当該異動に伴って住居を移転した職員には、前項に定める特地勤務手当の月額のほかに、異動となった日から6年に達するまでの間、異動となった日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる異動の日からの期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額が上限額を超えるときは、当該上限額）を月額として加算する。ただし、その期間内において職員が研究拠点以外に異動した場合には、その異動の日の前日まで支給する。
- （1）異動となった日から起算して4年に達するまでの期間 100分の6
 - （2）異動となった日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの期間 100分の4
 - （3）異動となった日から起算して5年に達した後から6年に達するまでの期間 100分の2
- 5 前項に規定する手当（以下この項において「特地勤務手当に準ずる手当」という。）を支給される職員が第13条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

- 第18条 職員（次項に掲げる職員を除く。）が正規の勤務時間（職員就業規則第47条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 裁量勤務職員が勤務日（同規則第43条第1項及び第52条第1項に規定する休日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日1日につき、第22条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

- 第19条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同

じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病
気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、
その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

(超過勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間
を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間
当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、
当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第11
条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤
務については、超過勤務手当は支給しない。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、そ
れぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜(午後10時から翌日の午前5時をいう。以下同じ。)における勤務 10
0分の150

(2) 休日(職員就業規則第43条第1項に規定する休日をいう。次号において同じ。)
のうち、法定休日(同規則第43条第2項に規定する法定休日をいう。次号において
同じ。)以外の日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割
合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

(3) 休日のうち、法定休日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定
める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

2 前項の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員がした正規の勤務
時間を超えて勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間(月の初日からその月の末日
までの期間をいう。)の初日から起算して60時間を超えたときは、その60時間を超
えて勤務した全時間に係る同項各号の規定の適用については、同項第1号ア中「100
分の125」とあるのは「100分の150」と、同号イ中「100分の150」とあ
るのは「100分の175」と、同項第2号ア及び第3号ア中「100分の135」と
あるのは「100分の160」と、同項第2号イ及び第3号イ中「100分の160」
とあるのは「100分の185」とする。

3 裁量勤務職員には、1時間につき第22条に規定する1時間当たりの給与額に100
分の125を乗じて得た額の15時間相当の額を超過勤務手当として支給する。

4 第11条第1項第2号及び第3号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用について
は、同項中「全時間」とあるのは「全時間(第1号アに掲げる勤務にあっては、第11
条第3項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間)」とする。

5 職員就業規則第52条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日(同項第2

号に掲げる場合にあつては、当該振り替えて休日とされた日）に行った勤務又は同条第3項の規定により代休を取得した場合の当該休日に行った勤務に係る超過勤務手当の支給に当たっては、代休が同一月内に取得された場合に限り、これらの勤務の区分に応じた第1項及び第2項の規定に定める割合から同条第2項の規定により代休とした勤務日又は同条第3項の規定により代休とした勤務日の勤務時間に係る割合（100分の100）を減じた割合をもって算定することができる。

（端数計算）

第21条 第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び同条第2項に規定する1時間当たりの給与額並びに前条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により勤務1時間につき支給し、及び同条第3項の規定により1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額等の算出）

第22条 第18条第1項及び第20条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第18条第2項及び第20条第3項に規定する1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額並びに給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第16条の2に掲げる作業に係る特殊勤務手当が支給される場合にあつてはその額の合計額を、別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。

（期末手当）

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下次条から第25条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。第26条まで及び第29条第7項において同じ。）をし、又は解雇（同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。第26条まで及び第29条第7項において同じ。）にされた職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（理事長が別に定める特定管理職員（第26条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 任期付研究員及び特定任期付職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給の月額の 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第 2 項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 3 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第 81 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をし、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 25 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁

錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、センターの業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って得られる割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、センターに

において支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額を超えないものとする。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第26条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる勤務期間の区分は、当該採用前の機関に勤務していた期間を職員として勤務していた期間とみなした場合に得られる区分とする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同各条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第26条第1項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（任期付研究員業績手当）

第27条 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第7条の規定により俸給の月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第23条第1項に規定する期末手当の支給日に支給する。

- 2 任期付研究員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

（特定任期付職員業績手当）

第27条の2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第8条の規定により俸給の月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第23条第1項に規定する期末手当の支給日に支給する。

- 2 特定任期付職員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

(育児短時間勤務職員についての特例)

第28条 職員就業規則第63条第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての第5条から前条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	による	による。ただし、職員就業規則第63条第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給の月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給の月額に、同規則第64条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第10条第4項	職員就業規則第43条第1項	職員就業規則第64条の規定により読み替えられた同規則第43条第1項
第15条第2項 第2号	定める額	定める額（育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
第17条第3項	の額に	の額（育児短時間勤務職員以外の職員であって勤務することとなった日において育児短時間勤務職員であった者、育児短時間勤務職員であって勤務することとなった日において育児短時間勤務職員以外の職員であった者又は育児短時間勤務職員であって勤務することとなった日において育児短時間勤務職員であった者については、それぞれ理事長が別に定める額）に
第17条第4項	合計額に	合計額（育児短時間勤務職員以外の職員

		であつて異動となつた日において育児短時間勤務職員であつた者、育児短時間勤務職員であつて異動となつた日において育児短時間勤務職員以外の職員であつた者又は育児短時間勤務職員であつて異動となつた日において育児短時間勤務職員であつた者については、それぞれ理事長が別に定める合計額）に
第 2 0 条 第 1 項 第 1 号 ア	1 0 0 分 の 1 2 5	1 0 0 分 の 1 2 5 （ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあつては 1 0 0 分 の 1 0 0 ）
第 2 0 条 第 1 項 第 1 号 イ	1 0 0 分 の 1 5 0	1 0 0 分 の 1 5 0 （ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあつては 1 0 0 分 の 1 2 5 ）
第 2 0 条 第 3 項	1 5 時間	1 5 時間に算出率を乗じて得た時間
第 2 0 条 第 4 項	理事長が別に定める時間数	理事長が別に定める時間数に算出率を乗じて得た時間数
第 2 3 条 第 4 項	俸給及び扶養手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額
第 2 3 条 第 5 項、第 2 6 条 第 3 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

（休職者等の給与）

第 2 9 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第 5 5 条第 1 項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第 1 4 条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 4 9 年労働省令第 3 0 号）第 3 条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休

業補償給付等の額」という。)を差し引いた額の給与を支給する。

- 2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第29条第7項」と読み替えるものとする。

(在籍派遣職員の給与)

第30条 職員就業規則第20条又は第21条の規定により派遣にされている職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給する。

(短期従事許可職員の給与)

第30条の2 職員が、短期従事（職員就業規則第38条の2に規定する短期従事をいう。）の許可を受けて勤務しなかった期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

- (1) 裁量勤務職員以外の職員 その勤務しなかった期間の1時間につき、第22条の規定による勤務1時間当たりの給与額
- (2) 裁量勤務職員 その勤務しなかった期間の1日につき、第22条の規定による1時

間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額

- 2 前項第1号に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第2号に規定する1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(育児休業等職員の給与)

- 第31条 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第62条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある者には、同条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第62条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 3 職員就業規則第63条の3第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第22条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(介護休業等職員の給与)

- 第32条 職員就業規則第66条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第22条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(給与の非常時支給)

- 第33条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の費用に充てるために給与を請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割り計算により支給する。

(雑則)

- 第34条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成13年4月2日 13国研セ第4-31号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

5 削除

6 削除

7 削除

8 削除

9 削除

10 削除

11 削除

（平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

12 平成26年6月に期末手当が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者（同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（18国研セ第4－5号）附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当の額は、第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第28条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第30条又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成26年6月1日（当該支給される期末手当について第23条第1項後段又は第29条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の3.67（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで

	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

附 則（平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日 1 3 国研セ第 1 1 - 1 1 7 号）

この規程は、平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 5 年 2 月 2 8 日 1 4 国研セ第 2 - 1 2 0 号）

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 5 条第 1 項から第 3 項まで、第 2 9 条第 4 項中「第 2 5 条第 2 項の読替規程」及び第 3 1 条第 3 項の改正規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 31 日 15 国研セ第 10－150 号）
（施行日等）

- 1 この規程は、平成 15 年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 8 条、第 12 条、第 15 条、第 25 条、第 29 条の改正部分及び附則第 8 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

- 2 施行日の前日において、別表第 1 から別表第 3 までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその 1 号下位の号俸

$$\begin{aligned} & \text{その者の施行日の前日における俸給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属す} \\ & \text{額（以下「旧俸給月額」という。）} - \text{る職務の級における最高の号俸の額} \\ & \text{との差額} \times \frac{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその} \\ & \text{1 号俸下位の号俸との差額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその} \\ & \text{1 号俸下位の号俸との差額}} \end{aligned}$$

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第 6 条第 8 項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成 16 年 3 月 31 日までの間における期末手当に関する読替）

- 6 施行日から平成 16 年 3 月 31 日までの間における第 25 条及び第 29 条の規定の適用については、第 25 条第 2 項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 14

5」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第29条第4項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、「100分の170」とあるのは、「100分の145」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

7 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた第25条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第33条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特勤勤務手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第12条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同各項の規定の適用については、同条第3項中「場合(この職員が当該異動の日の前日に在勤していた本所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあり、及び同条第4項中「場合(この職員が当該異動の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、同条第4項中「支給割合(理事長が別に

定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。」とあるのは「支給割合（）」と、同条第3項及び第4項中「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第3項第1号及び同条第4項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあり、及び同条第4項中「当該異動又は採用の日から1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同条第3項第2号及び第4項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

(その他)

- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成16年10月29日 16国研セ第10-121号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月28日 17国研セ第11-78号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

その者の施行日の前日における俸給月額 — 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額
額（以下「旧俸給月額」という。） —
との差額 ×

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職

員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第25条第2項（同条第3項又は第29条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第33条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1）平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- （2）平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成18年4月1日 18国研セ第4－5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

（引継任期待研究員等に適用する俸給表及び号俸の切替え）

- 6 引継任期待研究員（職員就業規則附則第2項の規定により同規則第5条第1項第1号又は第2号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）及び引継特定任期待職員（同規則附則第2項の規定により同規則第5条第1項第3号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）に対する施行日以後におけるこの規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条第1項に掲げる俸給表の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる俸給表を適用するものとし、その者の施行日における号俸は、施行日の前日に現行の規程を廃止する規程（18国研セ第4－47号）による廃止前の独立行政法人国際農林水産業研究センター任期待研究員及び特定任期待職員の給与の特例に関する規程（13国研セ第4－33号）（以下「旧任期待研究員等給与特例規程」という。）に基づきその者が受けていた号俸の数と同じ数の号俸とする。
 - （1）施行日の前日において旧任期待研究員等給与特例規程別表第1の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第5条第1項第4号に定める俸給表

- (2) 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第2の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第5条第1項第5号に定める俸給表
- (3) 施行日の前日において旧任期付研究員等給与特例規程別表第3の俸給表の適用を受けていた職員 改正後の職員給与規程第5条第1項第6号に定める俸給表

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 7 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額、改正前の職員給与規程又は旧任期付研究員等給与特例規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 9 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(附則第6項の規定により引き続き改正後の職員給与規程第5条第1項第4号から第6号までに定める俸給表の適用を受ける職員を含む。)で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額(独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(21国研セ第11-104号。第1号において「平成21年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額(職員給与規程附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- (1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員(任期付研究員(二)俸給表の適用を受ける職員を除く。) 100分の99.34

- 10 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認め

られるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

1 1 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

1 2 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

(1) 改正後の職員給与規程第11条第1項、第13条第2項から第4項まで、第17条第3項及び第4項、第23条第4項及び第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）、第26条第3項、第27条第2項及び第28条第2項に規定する俸給の月額

(2) 改正後の職員給与規程第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額

(3) 改正後の職員給与規程第19条の規定による給与の半減、同規程第29条第1項から第8項までに規定する休職者等の給与、同規程第30条に規定する在籍派遣職員の給与及び同規程第31条第1項及び第2項に掲げる育児休業職員の給与の額を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

（平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

1 3 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

（地域手当に関する経過措置）

1 4 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第12条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給又は施行日の前日において支給官署等（同項に規定する「支給官署等」をいう。）に在勤していた一般職給与

法適用職員等（同項に規定する「一般職給与法適用職員等」をいう。）が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同各項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4項	人事院規則9－49（地域手当）第2条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は第4条に規定する空港の区域（同規則附則第2条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）	人事院規則9－49（調整手当）の全部を改正する人事院規則（人事院規則9－49－32）による改正前の人事院規則9－49（調整手当）第1条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署（同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「旧支給官署等」という。）
	当該支給官署等に	当該旧支給官署等に
	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

1.5 削除

1.6 削除

（任期付研究員業績手当に関する経過措置）

- 1.7 引継任期付研究員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第27条の規定の適用については、同条第1項中「任期付研究員業績手当の」とあるのは「任期付研究員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第5条の規定による任期付研究員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同条第1項に規定する基準日）の翌日」と、「第7条」とあるのは「第7条又は同規程第3条」とする。

（特定任期付職員業績手当に関する経過措置）

- 18 引継特定任期付職員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第28条の規定の適用については、同条第1項中「特定任期付職員業績手当の」とあるのは「特定任期付職員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第6条の規定による特定任期付職員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同規程第5条第1項に規定する基準日）の翌日」と、「第8条」とあるのは「第8条又は同規程第4条」とする。

（派遣職員に関する経過措置）

- 19 職員就業規則附則第4項の規定により同規則第20条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第33条の規定により決定されたその者の給与の支給割合（以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。）が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第30条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

（その他）

- 20 前各項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 2 項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一 般 職 員 俸 給 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
技 術 専 門 職 員 俸 給 表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
研 究 職 員 俸 給 表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12 月以上		1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12 月以上	5	5	1	13	1	1
3	3 月未満	5	5	1	13	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1	1
	9 月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12 月以上	9	9	5	17	1	1
4	3 月未満	9	9	5	17	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19	1	1
	9 月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12 月以上	13	13	9	21	1	1
5	3 月未満	13	13	9	21	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23	3	1
	9 月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12 月以上	17	17	13	25	5	1
6	3 月未満	17	17	13	25	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27	7	3
	9 月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12 月以上	21	21	17	29	9	5
7	3 月未満	21	21	17	29	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31	11	7
	9 月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12 月以上	25	25	21	33	13	9
8	3 月未満	25	25	21	33	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35	15	11
	9 月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12 月以上	29	29	25	37	17	13
9	3 月未満	29	29	25	37	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39	19	15
	9 月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12 月以上	33	33	29	41	21	17
10	3 月未満	33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43	23	19
	9 月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12 月以上	37	37	33	45	25	21

11	3 月未滿	37	37	33	45	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	47	27	23
	9 月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3 月未滿	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31	27
	9 月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55
	9 月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未滿	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63	59
	9 月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3 月未滿	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67	63
	9 月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65

22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				

33	3 月未滿		125				
	3 月以上 6 月未滿		126				
	6 月以上 9 月未滿		127				
	9 月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

ウ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1
	9 月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3
	9 月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3 月未満	17	17	13	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7
	9 月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3 月未満	21	21	17	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11
	9 月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3 月未満	25	25	21	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15
	9 月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3 月未満	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19
	9 月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3 月未満	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23
	9 月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25

11	3 月未滿	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	27
	9 月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3 月未滿	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	31
	9 月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3 月未滿	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	35
	9 月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3 月未滿	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39
	9 月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3 月未滿	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43
	9 月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3 月未滿	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47
	9 月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3 月未滿	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51
	9 月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3 月未滿	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	55
	9 月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3 月未滿	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	59
	9 月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3 月未滿	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	63
	9 月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3 月未滿	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	67
	9 月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69

22	3 月未滿	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	70
	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	71
	9 月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3 月未滿	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	73
	9 月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	89	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	89	
	9 月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3 月未滿	97	97		
	3 月以上 6 月未滿	98	98		
	6 月以上 9 月未滿	99	99		
	9 月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未滿	113			
	3 月以上 6 月未滿	114			
	6 月以上 9 月未滿	115			
	9 月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3 月未滿	117			
	3 月以上 6 月未滿	118			
	6 月以上 9 月未滿	119			
	9 月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3 月未滿	121			
	3 月以上 6 月未滿	121			
	6 月以上 9 月未滿	121			
	9 月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

ア 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧 号 俸	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	2
	6 月以上 9 月未滿	23	3
	9 月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3 月未滿	25	5
	3 月以上 6 月未滿	26	6
	6 月以上 9 月未滿	27	7
	9 月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3 月未滿	29	9
	3 月以上 6 月未滿	30	10
	6 月以上 9 月未滿	31	11
	9 月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3 月未滿	33	13
	3 月以上 6 月未滿	34	13
	6 月以上 9 月未滿	35	13
	9 月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧 号 俸	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	2
	6 月以上 9 月未満	55	3
	9 月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3 月未満	57	5
	3 月以上 6 月未満	58	6
	6 月以上 9 月未満	59	7
	9 月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9

22	3 月未滿	61	9
	3 月以上 6 月未滿	62	9
	6 月以上 9 月未滿	63	10
	9 月以上12月未滿	64	10
	12月以上	65	11
23	3 月未滿	65	11
	3 月以上 6 月未滿	66	11
	6 月以上 9 月未滿	67	12
	9 月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 18 国研セ第 3－114 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 20 年 3 月 31 日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 2 平成 20 年 3 月 31 日までの間においては、この規程による改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第 13 条の 2 第 1 項及び第 3 項第 1 号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、第 3 項第 2 号中「100 分の 3」とあるのは「100 分の 2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 新規程第 13 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動の日以後」とする。

- 4 改正後の職員給与規程第 13 条の 2 第 1 項に規定する「俸給の月額」には、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（18 国研セ第 4－5 号）附則第 9 項から第 11 項までの規定により支給される俸給を含めるものとする。

（その他）

- 5 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日 19 国研セ第 9－132 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（18 国研セ第 4－5 号）附則の適用の特例）

- 2 施行日以降に独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 63 条第 1 項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（18 国研セ第 4－5 号）附則第 9 項から第 11 項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第 9 項から第 20 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 項	）には、俸給の月額	以下「経過措置職員」という。）が、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第 6 3 条第 1 項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成 1 8 年 3 月 3 1 日において受けていた俸給の月額に同規則第 6 4 条の規定により読み替えられた同規則第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第 1 0 項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程一部改正規程（1 8 国研セ第 3 － 1 1 4 号）附則の適用の特例）

- 3 施行日以降に育児短時間勤務を始めた職員が、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（1 8 国研セ第 4 － 5 号）附則第 9 項から第 1 1 項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（1 8 国研セ第 3 － 1 1 4 号）附則第 4 項の規定の適用については、同項中「には、」とあるのは「には、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（1 9 国研セ第 9 － 1 3 2 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた」とする。

附 則（平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日 1 9 国研セ第 1 1 － 1 0 5 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 1 9 年 1 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」とい

う。)の規定(第23条第3項及び第26条第2項の改正部分を除く。次項において同じ。)は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成20年3月31日 19国研セ第3-105号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(研究員調整手当に関する経過措置)

- 2 独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(18国研セ第4-5号)附則第15項の規定により研究員調整手当を支給される研究員に対するこの規程による改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、同規程第23条第4項中「地域手当及び広域異動手当」とあるのは「地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当」と、

同条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）、第26条第3項中「地域手当及び広域異動手当」とあるのは「地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当」と、第26条第2項中「地域手当及び広域異動手当」とあるのは「地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当」とする。

（承継職員に係る経過措置）

- 3 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）附則第2条第1項の規定に基づき定められた承継計画書第2の3の規定により独立行政法人国際農林水産業研究センターに承継された職員に係る給与の経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成21年3月31日 20国研セ第3－140号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日 21国研セ第5－125号）

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第2項及び第3項並びに第26条第2項の規定の適用については、第23条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120、」とあるのは「100分の110、」と、同条第3項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」とあるのは「100分の125、」とあるのは「100分の145、」と、第26条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則（平成21年12月1日 21国件セ第11－104号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第28条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第29条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第30条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員若しくは同規程別表第4の俸給表若しくは同規程別表第6の俸給表の適用を受ける職員のうちその号俸が1号俸である者からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となつた者(同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
研究職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 22 年 2 月 1 日 21 国件セ第 1－101 号）
この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日 21 国研セ第 3－151 号）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日 22 国研セ第 11－87 号）
（施行期日）

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 23 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（第 28 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 29 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 項若しくは第 7 項若しくは附則第 2 項又は第 30 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第 2 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（18 国研セ第 4－5 号）附則第 9 項から第 11 項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは職員給与規程別表第 5 の俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第 16 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 93 号俸まで

	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

(平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（22 規程 11－87 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(その他)

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 23 年 1 月 1 日 22 国研セ第 12－104 号）

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日 22 国研セ第 3－146 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 2 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第 4 号から第 6 号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 22 年 1 月 1 日において同規程第 6 条第 5 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

- 3 独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第 63 条第 1 項の規定による勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第 64 条の規定により読み替えられた同規則第 40 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（給与の半減に関する経過措置）

- 4 施行日の前日から引き続き結核性疾患による病欠休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対するこの規程による改正後の職員給与規程第 19 条の規定の適用については、同条中「90 日」とあるのは「1 年」とする。

（その他）

- 5 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 23 年 8 月 26 日 23 国研セ第 11082303 号）

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日 23 国研セ第 11093013 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（昇給に関する経過措置）

- 2 施行日から起算して2年間は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第6条第5項の規定による昇給については、同項中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）又はその他の能力の実証」とする。
- 3 平成24年1月1日に行われる改正後の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給については、同項中「同日前における直近の人事評価（職員就業規則第75条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

- 4 施行日から起算して2年間は、改正後の職員給与規程第26条第1項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。
- 5 研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、業績評価（独立行政法人国際農林水産業研究センター研究職員等業績評価実施規程（14国研セ第5-22号）第2条に規定する業績評価をいう。）が実施される職員に対する勤勉手当の取扱については、当分の間、改正後の職員給与規程第26条第1項及び前項の規定にかかわらず、なお、従前の例により行う。

（その他）

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成24年5月1日 24国研セ第12042602号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（18国研セ第4-5号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員（平成24年5月1日において、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第7号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の

号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第63条第1項の規定による勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給の月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第64条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成24年6月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第28条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第30条又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。
- （1）平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であつ

て適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成１８年改正規程附則第９項から第１１項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第１６条第２項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（同規程附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、平成２４年４月の１月分の月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から７６号俸まで
	３級	１号俸から６０号俸まで
	４級	１号俸から４４号俸まで
	５級	１号俸から３６号俸まで
	６級	１号俸から２８号俸まで
	７級	１号俸から１６号俸まで
	８級	１号俸から４号俸まで
技術専門職員俸給表	１級	１号俸から１２１号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで
	３級	１号俸から７６号俸まで
	４級	１号俸から４８号俸まで
	５級	１号俸から３２号俸まで
研究職員俸給表	１級	１号俸から１０８号俸まで
	２級	１号俸から８４号俸まで

	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

（２）附則第２項の規定が平成２４年４月１日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。）が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当の月額合計額を減じた額

（その他）

７ 前５項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成２４年１１月１日 ２４国研セ第１２１０２３０３号）

（施行期日）

１ この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

（平成２４年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２ 平成２４年１２月に支給する期末手当の額は、同年４月１日から同月３０日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除き、職員給与規程第２３条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（第２８条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第２９条第１項から第４項まで及び第６項若しくは第７項、第３０条又は附則第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（２４国研セ第１２０４２６０２号。以下この項において「平成２４年改正規程」という。）附則第２項及び平成２４年改正規程による改正後の職員給与規程附則第７項から第１１項までの規定が平成２４年４月１日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日 25 国研セ第 13122506 号）
この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 25 国研セ第 14032818 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 1 日 26 国研セ第 14112805 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第 23 条第 3 項、第 26 条第 2 項及び附則第 6 項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日 27 国研セ第 15122508 号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条及び別表第 1 から別表第 6 の改正部分を除く。第 4 項において同じ。）は平成 27 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から、第 23 条及び第 26 条は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（俸給月額に関する特例措置）

- 3 適用日から施行日までにおいて、職員給与規程第 5 条第 1 項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表 1 から別表 3 を適用する。

俸給表	職務の級	号俸

一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 3 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 8 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 1 号俸まで

（給与の内払）

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給される給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 6 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第 2 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、5 5 歳に達した日後における 4 月 1 日（特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 1 0 0 分の 9 8 . 5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 7 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除

く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

8 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

9 第6項から第8項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第23条第5項（職員給与規程第26条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第2項第2号から第5号までの規定の適用については、「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部を改正する規程（27国研セ第15122508号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第6項から第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。

10 第6項から第8項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第27条第2項、第27条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と平成27年改正規程附則第6項から第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

11 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第16条第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

（広域異動手当に関する特例）

12 適用日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第13条の2第1項及び第3項の規定の適用については、同項第1項及び第3項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、第3項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 13 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にした異動又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第13条の2第1項及び第3項の規定の適用については、同項第1項及び第3項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、第3項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

- 14 第2項から第13項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日 27国研セ第16033015号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月30日 28国研セ第16113009号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程(第23条第3項、第26条第2項及び附則第6項の改正規定を除く。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給される給与(国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部改正する規程(27国研セ第15122508号)附則第6項、第7項及び第8項の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年3月31日 28国研セ第17033013号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第3項第1号ア	6,500円	6,500円(ただし、平成29年4
-------------	--------	-------------------

		月１日から平成３０年３月３１日までの間は１０，０００円とする。)
第１２条第３項第１号イ	３，５００円	３，５００円（ただし、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は１０，０００円とし、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とする。)
第１２条第３項第１号ウ	支給しない	支給しない（ただし、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は１０，０００円、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とし、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間は３，５００円とする。)
第１２条第３項第２号	１０，０００円	１０，０００円（ただし、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は８，０００円とする。)
第１２条第３項第３号イ	３，５００円	３，５００円（ただし、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とする。)
第１２条第３項第３号ウ	支給しない	支給しない（ただし、平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は６，５００円とし、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間は３，５００円とする。)

- ３ 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における職員に配偶者がいない場合の扶養親族１人に係る扶養手当の月額、職員給与規程第１２条第２項第２号に規定する扶養親族については１０，０００円とし、職員給与規程第１２条第２項第３号から第５号に規定する扶養親族については９，０００円とする。

附 則（平成２９年１１月３０日 ２９国研セ第１７１１３００４号）
（施行期日）

- １ この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。

- 2 この規程（第23条第3項、第26条第2項及び附則第6項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給される給与（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程の一部改正する規程（27国研セ第15122508号）附則第6項、第7項及び第8項の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年3月30日 29国研セ第18033012号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日 30国研セ第18112708号）

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第6条第8項、第23条第3項及び第26条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月27日 30国研セ第19032715号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日 元国研セ第19112804号）

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規程（第23条第3項及び第26条第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和２年３月３１日 元国研セ第２００３３００５号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、改正後の職員給与規程第１４条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。
 - （１）改正後の職員給与規程第１４条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - （２）旧手当額が改正後の職員給与規程第１４条第２項の規定により算出される住居手当の月額に満たないこととなる職員

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和２年１１月２７日 ２国研セ第２０１１２６０５号）
この規程は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年５月２７日 ４国研セ第２２０５２６０５号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年６月１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和４年６月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第２３条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで、第２９条第１項から第４項まで、第６項若しくは第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - （１）特定管理職員以外の職員 １２７．５分の１５
 - （２）特定管理職員 １０７．５分の１５

(3) 任期付研究員及び特定任期付職員 167. 5分の10

(端数計算)

- 3 前項に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (令和4年11月28日 4国研セ第22112406号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程(第23条第3項及び第26条第2項の改正規定を除く。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和5年3月31日 4国研セ第23033009号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の俸給の月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項の規程は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的職員その他の規定により任期を定めて採用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 職員就業規則第16条の5第1項又は第2項の規定により職員就業規則第16条の2第1項に規定する異動期間(職員就業規則第16条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された職員就業規則第16条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

- 4 職員就業規則第16条の2第3項に規定する他の役職への降任等をされた職員であつて、当該他の役職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任命の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第23条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは、「俸給の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による俸給の月額、附則第4項の規定による俸給その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項第1号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		

4 4	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300			
4 5	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600			
4 6	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000				
4 7	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400				
4 8	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100				
4 9	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600				
5 0	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000				
5 1	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400				
5 2	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800				
5 3	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200				
5 4	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600				
5 5	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000				
5 6	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300				
5 7	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600				
5 8	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000				
5 9	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300				
6 0	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600				
6 1	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900				
6 2	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100					
6 3	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400					
6 4	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700					
6 5	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000					
6 6	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300					
6 7	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600					
6 8	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900					
6 9	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100					
7 0	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400					
7 1	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700					
7 2	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000					
7 3	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200					
7 4	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500					
7 5	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800					
7 6	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000					
7 7	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200					
7 8	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500					
7 9	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800					
8 0	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000					
8 1	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200					
8 2	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500					
8 3	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800					
8 4	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000					
8 5	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200					
8 6	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300						
8 7	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600						
8 8	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800						
8 9	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000						
9 0	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300						
9 1	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600						
9 2	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800						

9 3	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000					
9 4		294, 900	342, 600							
9 5		295, 200	343, 100							
9 6		295, 600	343, 500							
9 7		295, 800	343, 700							
9 8		296, 100	344, 100							
9 9		296, 500	344, 500							
1 0 0		296, 900	344, 800							
1 0 1		297, 100	345, 100							
1 0 2		297, 400	345, 500							
1 0 3		297, 800	345, 900							
1 0 4		298, 100	346, 300							
1 0 5		298, 300	346, 800							
1 0 6		298, 600	347, 200							
1 0 7		299, 000	347, 600							
1 0 8		299, 300	348, 000							
1 0 9		299, 500	348, 500							
1 1 0		299, 900	348, 900							
1 1 1		300, 300	349, 200							
1 1 2		300, 600	349, 500							
1 1 3		300, 800	350, 000							
1 1 4		301, 000								
1 1 5		301, 300								
1 1 6		301, 700								
1 1 7		301, 900								
1 1 8		302, 100								
1 1 9		302, 400								
1 2 0		302, 700								
1 2 1		303, 100								
1 2 2		303, 300								
1 2 3		303, 600								
1 2 4		303, 900								
1 2 5		304, 200								

備考 1 他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、189,700円とする。

別表第2 技術専門職員俸給表（第5条第1項第2号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600

4 5	191, 400	233, 000	259, 600	294, 200	340, 500
4 6	192, 700	233, 900	260, 600	295, 100	341, 500
4 7	194, 100	234, 700	261, 700	296, 000	342, 500
4 8	195, 500	235, 400	262, 600	296, 900	343, 500
4 9	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400
5 0	197, 900	237, 300	264, 700	298, 200	345, 300
5 1	199, 000	238, 300	265, 800	298, 900	346, 200
5 2	200, 200	239, 300	266, 500	299, 700	347, 000
5 3	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800
5 4	202, 400	241, 300	268, 000	301, 100	348, 600
5 5	203, 300	242, 000	269, 000	301, 800	349, 400
5 6	204, 400	242, 700	270, 000	302, 500	350, 100
5 7	205, 500	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800
5 8	206, 400	244, 400	271, 800	303, 900	351, 600
5 9	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400
6 0	208, 400	246, 000	273, 900	305, 400	353, 100
6 1	209, 500	246, 800	274, 900	306, 000	353, 800
6 2	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700	354, 500
6 3	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400	355, 200
6 4	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100	355, 900
6 5	212, 800	250, 000	278, 700	308, 600	356, 500
6 6	213, 600	250, 600	279, 500	309, 100	357, 000
6 7	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700	357, 500
6 8	215, 000	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
6 9	215, 400	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
7 0	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300	
7 1	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800	
7 2	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300	
7 3	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600	
7 4	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100	
7 5	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600	
7 6	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000	
7 7	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200	
7 8	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500	
7 9	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800	
8 0	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100	
8 1	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400	
8 2	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700	
8 3	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000	
8 4	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300	
8 5	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500	
8 6	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900	
8 7	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200	
8 8	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400	
8 9	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600	
9 0	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900	
9 1	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200	
9 2	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500	

9 3	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700
9 4	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000
9 5	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300
9 6	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500
9 7	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700
9 8	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000
9 9	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300
1 0 0	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500
1 0 1	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700
1 0 2	228, 500	263, 200	299, 200	
1 0 3	228, 900	263, 500	299, 500	
1 0 4	229, 300	263, 800	299, 800	
1 0 5	229, 700	264, 000	300, 100	
1 0 6	230, 200	264, 200	300, 500	
1 0 7	230, 500	264, 500	300, 900	
1 0 8	230, 900	264, 700	301, 300	
1 0 9	231, 100	265, 000	301, 600	
1 1 0	231, 500	265, 300	302, 000	
1 1 1	232, 000	265, 600	302, 400	
1 1 2	232, 400	265, 800	302, 700	
1 1 3	232, 600	266, 000	302, 900	
1 1 4	233, 100	266, 300	303, 200	
1 1 5	233, 600	266, 500	303, 500	
1 1 6	234, 100	266, 700	303, 700	
1 1 7	234, 400	267, 000	303, 900	
1 1 8	234, 800	267, 300	304, 200	
1 1 9	235, 200	267, 600	304, 500	
1 2 0	235, 600	267, 900	304, 700	
1 2 1	236, 000	268, 100	304, 900	
1 2 2		268, 300	305, 200	
1 2 3		268, 600	305, 500	
1 2 4		268, 900	305, 700	
1 2 5		269, 100	305, 900	
1 2 6		269, 300	306, 200	
1 2 7		269, 600	306, 500	
1 2 8		269, 900	306, 700	
1 2 9		270, 100	306, 900	
1 3 0		270, 300	307, 200	
1 3 1		270, 600	307, 500	
1 3 2		270, 900	307, 700	
1 3 3		271, 100	307, 900	
1 3 4		271, 300		
1 3 5		271, 600		
1 3 6		271, 900		
1 3 7		272, 100		

備考 1 農場作業員、動物飼育員、自動車運転手等その他これに準ずる業務に従事する職員に適用する。
2 4級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がAの者は、枠外2（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額に2を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がBの者は、枠外1（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。枠外は2を超えないものとする。

別表第3 研究職員俸給表（第5条第1項第3号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100	
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600	
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100	
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600	
33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900	
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300	
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700	
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200	
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600	
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100	
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500	
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000	
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300	
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500	
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700	
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	

4 5	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
4 6	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
4 7	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
4 8	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
4 9	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
5 0	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
5 1	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
5 2	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
5 3	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
5 4	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
5 5	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
5 6	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
5 7	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
5 8	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
5 9	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
6 0	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
6 1	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
6 2	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
6 3	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
6 4	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
6 5	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
6 6	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
6 7	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
6 8	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
6 9	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
7 0	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
7 1	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
7 2	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
7 3	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
7 4	264,500	318,600	388,600		
7 5	265,700	319,700	389,200		
7 6	266,700	320,800	389,900		
7 7	267,700	321,900	390,600		
7 8	268,800	322,900	391,200		
7 9	270,000	323,800	391,800		
8 0	270,900	324,700	392,400		
8 1	272,100	325,800	393,000		
8 2	273,300	326,600	393,600		
8 3	274,500	327,300	394,200		
8 4	275,500	328,100	394,800		
8 5	276,600	328,600	395,300		
8 6	277,600	329,100	395,800		
8 7	278,700	329,600	396,300		
8 8	279,700	330,100	397,000		
8 9	280,500	330,400	397,400		
9 0	281,700	330,900			
9 1	282,700	331,400			
9 2	283,900	331,900			

9 3	284,800	332,200			
9 4	285,800	332,600			
9 5	286,800	333,100			
9 6	287,800	333,600			
9 7	288,100	334,100			
9 8	289,000	334,600			
9 9	289,700	335,100			
1 0 0	290,600	335,600			
1 0 1	291,500	336,100			
1 0 2	292,200	336,600			
1 0 3	292,900	337,100			
1 0 4	293,600	337,600			
1 0 5	294,300	338,100			
1 0 6	294,800	338,500			
1 0 7	295,300	339,000			
1 0 8	295,800	339,400			
1 0 9	296,000	339,900			
1 1 0	296,400	340,300			
1 1 1	296,700	340,800			
1 1 2	297,000	341,200			
1 1 3	297,300	341,700			
1 1 4	297,600	342,100			
1 1 5	297,900	342,600			
1 1 6	298,200	343,000			
1 1 7	298,500	343,500			
1 1 8	298,900	343,900			
1 1 9	299,200	344,300			
1 2 0	299,600	344,700			
1 2 1	299,900	345,100			

備考 1 専門的科学知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員（職員就業規則第5条第1項第1号及び第2号の規定により採用された者を除く。）に適用する。

2 3級及び4級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がAの者は枠外2（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額に2を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がBの者は、枠外1（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。枠外は8を超えないものとする。

別表第4 任期付研究員（一）俸給表（第5条第1項第4号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 9 8 , 0 0 0
2	4 5 6 , 0 0 0
3	5 1 6 , 0 0 0
4	5 9 6 , 0 0 0
5	6 9 3 , 0 0 0
6	7 9 1 , 0 0 0
7	8 8 8 , 0 0 0
8	9 8 6 , 0 0 0
9	1 , 0 8 4 , 0 0 0
1 0	1 , 1 7 5 , 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第5 任期付研究員（二）俸給表（第5条第1項第5号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 3 2 , 0 0 0
2	3 6 7 , 0 0 0
3	3 9 4 , 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第6 特定任期付職員俸給表（第5条第1項第6号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	3 7 6 , 0 0 0
2	4 2 2 , 0 0 0
3	4 7 2 , 0 0 0
4	5 3 3 , 0 0 0
5	6 0 8 , 0 0 0
6	7 1 0 , 0 0 0
7	8 3 0 , 0 0 0

備考 職員就業規則第5条第1項第3号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。